

『くらしき作陽大学・作陽短期大学 ガバナンス・コード』

学校法人 作陽学園

## 第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重

私立大学の存在意義は、建学の精神・理念にあり、それに基づく独特の学風・校風が自主性・自律性として尊重され、個性豊かな教育・研究を行う機関として発展してきました。

私立大学は、社会の発展と安定に不可欠な極めて厚い中間層の形成に大きく寄与してきました。また、私立大学は地域社会において高等教育へのアクセスの機会均等と知的基盤としての役割も果たしてきました。

今後とも、学校法人作陽学園（以下、「本学園」という。）及びくらしき作陽大学・作陽短期大学（以下、「本学」という。）は、建学の精神に基づく、私立大学としての使命を果たしていくために、また、教職員はその使命を具現する存在であるために「作陽学園教職員倫理憲章」に基づき、適切なガバナンスを確保して、時代の変化に対応した大学づくりを進めます。

また、中期的な計画を策定・公表し、学生をはじめ様々なステークホルダーに対し、本学の教育、研究及び社会貢献の向上を目指していきます。

### 1－1 建学の精神

#### (1) 建学の精神・理念

作陽学園の建学の精神・理念は次のとおりです。

大乗仏教に基づく宗教的情操教育により豊かな人間性を涵養する

#### (2) 学是

作陽学園の学是は次のとおりです。

念願は人格を決定す 繼続は力なり

#### (3) 使命

作陽学園の使命は次のとおりです。

菩薩道を歩むプロの養成

### 1－2 教育と研究の目的

#### (1) 建学の精神・理念に基づく教育研究上の目的等

本学の建学の精神（理念）に基づく、教育目的及び教育方針は次のとおりです。

##### ① 大学の教育目的

教育基本法及び学校教育法に定めるところに従い、建学の精神に則り、広く知識を授け深く専門の学芸を教授研究して、心豊かにいきいきと生きる職業人を育成し、学術の中心として社会の発展に寄与することを目的とする。

##### ② 大学の教育方針

建学の精神、学是、本学の使命に基づき、宗教的情操教育を重視し、大乗仏教の教義に基づく慈悲と智慧を理想とするとともに、聖徳太子の十七条の憲法の「以和為貴」（和をもって貴しとなす）と「以礼為本」（礼をもって本となす）の精神をえた清淨で円満な人格を育成し、現代社会の要求する高い教養と、専攻学科に関する高度の知識・技能を修得させ社会生活においても、家庭生活においても有為な人材を育成する。

##### ③ 学部の教育研究上の目的

###### ア 音楽学部の教育研究上の目的

建学の精神に基づく人間教育のもとに、音楽に関する質の高い専門性を身につけた心豊かに生きいきと生きる職業人を養成するとともに、国際的な音楽文化の教育研究拠点として地域に貢献することを目的とする。

###### イ 食文化学部の教育研究上の目的

建学の精神に基づく人間教育のもとに、食に関する質の高い専門性を身につけた心豊かに生きいきと生きる職業人を養成するとともに、食文化の教育研究拠点として地域に貢献することを目的とする。

#### ウ 子ども教育学部の教育研究上の目的

建学の精神に基づく人間教育のもとに、保育と教育及び子育て支援に関する質の高い専門性を身につけた心豊かに生きいきと生きる職業人を養成するとともに、保育と教育及び子育て支援の教育研究拠点として地域に貢献することを目的とする。

#### ④ 大学院音楽研究科の教育研究上の目的

広い視野に立って音楽に関する精深な学識を授け、地域の音楽文化の向上に貢献することのできる高度な専門性を有する人材を養成することを目的とする。

#### ⑤ 短期大学の教育目的

教育基本法及び学校教育法に定めるところに従い、建学の精神に則り、深く専門の学芸を教授研究して、心豊かに生きいきと生きる職業人を育成し、学術の中心として社会の発展に寄与することを目的とする。

#### ⑥ 短期大学の教育方針

建学の精神、学是、本学の使命に基づき、宗教的情操教育を重視し、大乗仏教の教義に基づく慈悲と智慧を理想とするとともに、聖徳太子の十七条の憲法の「以和為貴」（和をもって貴しとなす）と「以礼為本」（礼をもって本となす）の精神を具えた清淨で円満な人格を育成し、現代社会の要求する高い教養と、専攻学科に関する高度の知識・技能を修得させ社会生活においても、家庭生活においても有為な人材を育成する。

#### ⑦ 音楽学科の教育研究上の目的

建学の精神に基づく人間教育のもと、音楽に関する豊かな感性と専門性をもって地域の文化や教育の向上のため心豊かに生きいきと生きる職業人を養成する。

### (2) 中期的（原則として5年以上）な計画の策定と実現に必要な取組みについて

- ① 安定した経営を行うために、学内外の環境の変化の予測に基づく中期的な計画の検討・策定をします。
- ② 中期的な計画の進捗状況、財務状況については、運営会議及び理事会で管理把握し、その結果を内外に公表するなど、透明性ある法人運営・大学運営に努めています。
- ③ 財政的な裏付けのある中期的な計画の実現のために、外部理事を含めた経営陣全体や、経営陣を支える教職員も日々研鑽していきます。
- ④ 教職協働の観点からも事務職員の人材養成・確保など事務職員の役割を一層重視します。
- ⑤ 経営陣と教職員が中期的な計画を共有し、教職員から提案を受けるなど法人全体の意識の向上に取組みます。
- ⑥ 中期的な計画に盛り込む内容例
  - ア 建学の精神・ミッションを踏まえた学校法人の目指す将来像
  - イ 教学改革計画
  - ウ 学生募集対策と学生数・学納金等計画
  - エ 外部資金の獲得・寄付の充実・遊休資産処分等計画
  - オ 人事政策と人件費の抑制計画
  - カ 経費抑制計画（人件費を除く）
  - キ 施設等整備計画
  - ク 組織運営体制

### (3) 本学の社会的責任等

- ① 自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう努めます。
- ② 学生を最優先に考え、教職員、保護者、卒業生及び、地域社会等のステークホルダーとの関係を良好に保ち、学校法人経営を進めます。

## 第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）

私立大学は、社会から、人材教育と教育研究活動、そこから得られる成果を通じて社会へ貢献するという公的使命を負託されています。従って、その設置者である学校法人は、経営を強化しその安定性と継続性を図り、中長期的に私立大学の価値の向上を実現し、その役割・責務を適切に果たします。本学園は、このような役割・責務を果たすため、自律的なガバナンスに関する基本的な考え方及び仕組みを構築します。

### 2-1 理事会

#### (1) 理事会の役割

##### ① 意思決定の議決機関としての役割

ア 理事会は、学校法人の経営強化を念頭におき本法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督します。

##### ② 理事会の議決事項等

ア 理事会は学校法人の業務を議決し、理事の職務の執行を監督します。

イ 理事会において議決された事項は、決議録に記録し保管します。

ウ 理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるよう留意します。

##### ③ 理事及び大学運営責任者の業務執行の監督

ア 理事会は、理事及び本学の運営責任者に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。

イ 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。

##### ④ 学長への権限委任

ア 学長が責務を果たすことができるよう、必要な教育運営全般の権限を委任します。

イ 学長は、教学において各々担当職務を管理する体制を整備します。

##### ⑤ 実効性のある開催

ア 理事会は、年間の開催計画を策定し、予想される審議事項については事前に共有します。

イ 審議に必要な時間は十分に確保します。

##### ⑥ 役員（理事・監事）は、その任務を怠り、本学園に損害を与えた場合、又はその職務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負います。

##### ⑦ 役員（理事・監事）が本学園又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害の内容を確認し、その賠償する責任を負う者は連帶して責任を負います。

##### ⑧ 役員（理事・監事）の本学園に対する責任が加重とならないよう損害賠償責任の減免

を寄附行為に定めます。

- ⑨ 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができません。

## 2－2 理事

### (1) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化

- ① 理事長は、本学園を代表し、その業務を総理します。
- ② 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行います。
- ③ 理事は、本学園に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及び監事に報告します。
- ④ 利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受けます。

### (2) 学内理事の役割

- ① 教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。
- ② 教職員として理事となる者については、教職員としての業務量などに配慮しつつ、理事としての業務を遂行します。

### (3) 外部理事の役割

- ① 複数名の外部理事（私立学校法第38条第5項に該当する理事）を選任します。
- ② 外部理事は、本学園の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な観点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行します。

## 2－3 監事

### (1) 監事の責務（役割・職務範囲）について

- ① 監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。
- ② 監事は、その責務を果たすため、寄附行為に則り、理事会、評議員会に出席し意見を述べます。
- ③ 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。
- ④ 監事は、学校法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、所轄庁に報告し、又は理事会・評議員会へ報告します。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できるものとします。
- ⑤ 監事は、理事の行為により学校法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できます。

### (2) 監事の選任

- ① 監事の独立性を確保する観点を重視し、理事長は理事会が選出した候補者のうちから評議員会の同意を得て監事を選任します。
- ② 監事は2名以上4名以内置くこととします。
- ③ 監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮します。

### (3) 監事監査基準

- ① 監査機能の強化のため、学校法人作陽学園監事監査規程等を制定します。
- ② 監事は、監査計画を定め、関係者に通知します。
- ③ 監事は、学校法人作陽学園監事監査規程に基づき監査を実施し、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、これを公表します。

### (4) 監事業務を支援するための体制整備

- ① 監事、公認会計士及び内部監査者の三者による監査結果について、意見を交換し監事監査の機能の充実を図ります。
- ② 監事機能の強化の観点から重要事項を協議するために監事連絡会を開催します。
- ③ 監事に対し、研修機会を提供し監事機能の向上に努めます。
- ④ その他、監事の業務を支援するための体制整備に努めます。

## 2－4 評議員会

### (1) 諮問機関としての役割

次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ、評議員会の意見を聞きます。なお、諮問事項に関して特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができません。

- ① 予算及び事業計画
- ② 事業に関する中期的な計画
- ③ 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- ④ 役員に対する報酬等の支給の基準
- ⑤ 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- ⑥ 寄附行為の変更
- ⑦ 合併
- ⑧ 目的たる事業の成功の不能による解散
- ⑨ 寄附金品の募集に関する事項
- ⑩ その他この法人の業務に関する重要な事項で理事会において必要と認めるもの

(2) 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。

## 2－5 評議員

### (1) 評議員の選任

- ① 評議員の人数は、理事人数に対する二倍を超える十分な人数を選任します。
- ② 評議員となる者は、次に掲げる者としています。
  - ア 本法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
  - イ 本法人の設置する学校を卒業した者で年齢二十五歳以上の者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
  - ウ 理事の内から寄附行為の定めるところにより選任された者
  - エ 本学園に關係の学識経験者のうちから寄附行為に定めるところにより選任された者
- ③ 学校法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは

諮詢等に答えるため、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出します。

- ④ 評議員は、各選出区分により理事会又は評議員会が選任します。

### 第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）

くらしき作陽大学・作陽短期大学学則に、「学長は、教授、准教授、講師、助教及び助手を統督する。」としています。

私立学校法において「理事会は、学校法人の業務を決する」とありますが、理事会は、理事会の権限の一部を学長に委任しています。理事会及び理事長は、大学の目的を達成するための各種政策の意思決定、教員採用等については、学長の意向が十分に反映されるように努めます。

#### 3－1 学長

##### (1) 学長の責務（役割・職務範囲）

- ① 学長は、大学・短期大学学則第2条に掲げる目的を達成するため、リーダーシップを發揮し、大学教学運営を統括し、所属教職員を統督します。
- ② 学長は、理事会から委任された権限を行使します。
- ③ 学長は、所属教職員が、学長方針、中期的な計画、学校法人経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。

##### (2) 学長補佐体制

- ① 学校法人作陽学園教職員組織規則に、本学に副学長、学長補佐を置くことができるよう定めています。
- ② 学部長の役割について、学校法人作陽学園教職員組織規則に定めています。

#### 3－2 教授会

##### (1) 教授会の役割（学長と教授会の関係）

本学の教育研究の重要な事項を審議するために教授会を設置しています。審議する事項については大学・短大学則に定めるもののほかくらしき作陽大学学部教授会規程および作陽短期大学教授会規程に定めています。

ただし、学校教育法第93条に定められているように、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。

### 第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）

私立大学は、建学の精神・理念に基づき自律的な教育事業において社会的責任を果たして行かねばなりません。ステークホルダーはもとより、広く社会から支えられるに足る存在であり続けるために、公共性と信頼性を担保する必要があります。

#### 4－1 学生に対して

##### (1) 設置する学部において3つの方針（ポリシー）を明確にします。

- ① 学部、大学院及び短大ごとの3つの方針（ポリシー）  
ア 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

- イ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）
  - ウ 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）
- ② 自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取組みます。
- ③ ダイバーシティ・インクルージョン（多様性の受容）の理念を踏まえ、社会的障壁やハラスメント等、健全な学生生活を阻害する要因に対しては、毅然かつ厳正に対処し、合理的配慮を行います。

#### 4-2 教職員等に対して

##### (1) 教職協働

実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価による大学価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。

##### (2) ユニバーシティ・ディベロップメント：UD

全構成員による、建学の精神・理念に基づく教育・研究活動等を通じて、私立大学の社会的価値の創造と最大化に向けた取組みを推進します。

###### ① ボード・ディベロップメント：BD

ア 常勤理事は、寄附行為等関連規程並びに事業計画等に基づく責任担当事業領域・職務において日々研鑽し社会的価値向上に尽力します。

イ 監事は毎年度策定する監査計画と監査報告書を理事会並びに評議員会に報告します。

###### ② ファカルティ・ディベロップメント：FD

ア 3つの方針（ポリシー）の実質化と教育の質保証の取組みを推進するため、教員個々の教育・研究活動に係る人事評価を行い能力の向上を目指します。

イ 教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のもとに FD 推進組織を整備し、年次計画に基づき取組みを推進します。

###### ③ スタッフ・ディベロップメント：SD

ア 全ての教職員はその専門性と資質の向上のための取組みを推進します。

イ SD 推進に係る年次計画を定め、計画的な取組みを推進します。

ウ 教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の高度化に向け、年次計画に基づき業務研修を行います。

#### 4-3 社会に対して

##### (1) 認証評価及び自己点検・評価

###### ① 認証評価

平成 16（2004）年度から、全ての大学は、7 年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられました。本学も評価機関の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。

ア 機関別認証評価結果（くらしき作陽大学）

1) JIHEE（公益財団法人 日本高等教育評価機構）

・平成 19 年度、平成 25 年度、令和 2 年度に受審しており「適合」の結果を得ています。

イ 機関別認証評価結果（作陽短期大学）

- 1) JACA（財団法人 短期大学基準協会）
  - ・平成 18 年度に受審しており「適合」の結果を得ています。
- 2) JIHEE（公益財団法人 日本高等教育評価機構）
  - ・平成 25 年度、令和 2 年度に受審しており「適合」の結果を得ています。

② 自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革(PDCA サイクル)の実施  
教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行します。

③ 学内外への情報公開

自己点検や改善・改革に係わる情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。

## (2) 社会貢献・地域連携

- ① 社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。
- ② 産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たすとともに、産官学の結節点として機能します。
- ③ 地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供します。

## 4－4 危機管理及び法令遵守

### (1) 危機管理のための体制整備

- ① 危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取組みます。
- ② 災害防止、不祥事防止対策に取組みます。

### (2) 法令遵守のための体制整備

- ① 全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程（以下、法令等という。）を遵守するよう組織的に取組みます。
- ② 法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図ります。

## 第5章 透明性の確保（情報公開）

私立大学は、日本における高等教育の大きな担い手であり、公共性が高い機関であることを踏まえ、法人運営・教育研究活動等について、透明性の確保にさらに努めます。

私立大学の目的は教育・研究・社会貢献等多岐にわたっており、それぞれに異なるステークホルダーが存在することを踏まえた上で、法人運営・教育研究活動の透明性を確保します。

## 5－1 情報公開の充実

### (1) 法令上の情報公表

公表すべき事項は学校教育法施行規則（第 172 条の 2）、私立学校法等の法令及びくらしき作陽大学・作陽短期大学情報公開規程等に基づき主体的に情報発信していきます。

- ① 教育・研究に資する情報公表

- ア 教育研究上の目的
  - イ 入学者受入れの方針（アドミッショング・ポリシー）
  - ウ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）
  - エ 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）
  - オ 教育研究上の基本組織
  - カ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績
  - キ 入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業又は修了者数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況
  - ク 授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画
  - ケ 学修成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準
  - コ 校地、校舎等の施設
  - サ 授業料等の大学が徴収する費用
  - シ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援
  - ス 学生が修得すべき知識及び能力
- ② 学校法人に関する情報公表
- ア 財産目録・貸借対照表・収支計算書
  - イ 寄附行為
  - ウ 監事の監査報告書
  - エ 役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く）
  - オ 役員報酬に関する基準
  - カ 事業報告書

## （2）自主的な情報公開

法律上公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判断により努めて最大限公開します。事例としては次のような項目があります。

- ① 教育・研究に資する情報公開
- ア 海外の協定校及び海外派遣学生者数
  - イ 大学間連携
  - ウ 地域連携並びに产学官連携

## （3）情報公開の工夫等

- ① 公開方法は、インターネットを使った Web 公開が主流ですが、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、「大学ポートレート」を活用するほか、学校要覧、入学案内、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用します。
- ② 公開に当たっては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も常に工夫します。